

浜松市告示第106号

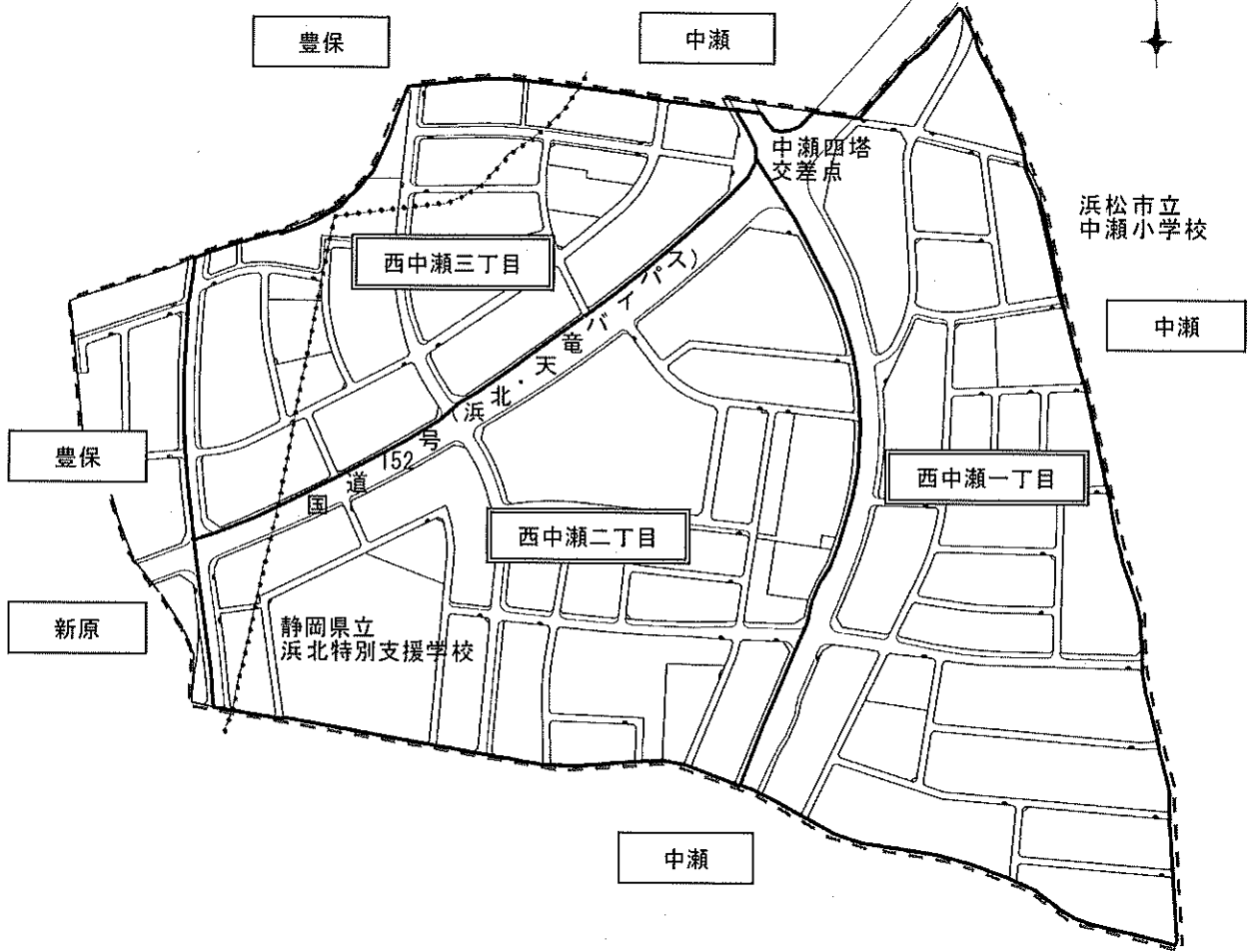
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定による住居表示実施のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、令和2年1月1日から本市内の字の区域をもって別図のとおり町を新設し、住居表示実施区域の小字を廃止することについて、同条第2項の規定により告示する。

令和元年6月25日

浜松市長 鈴木 康 友

# 別図

至: 第二東海自動車道横浜名古屋線 (新東名高速道路)  
 浜松浜北インターチェンジ



凡例	
土地区画整理事業区域	-----
新たな町界	—————
現在の字界	●●●●●●●●●●
新たな町名	西中瀬一丁目
大字名	中瀬

(小字の廃止)  
 新設する町の区域内の小字を廃止  
 (大字中瀬字中通、字若宮、字四塔の各一部)  
 (大字豊保字上稻荷の一部)